

別表3 (第6条関係)

主な助成対象外経費

全事業 共通	① 契約から実施、支払までの一連の手続が、取組期間内に行われていない経費。ただし、助成対象経費となる借上げ住宅の賃料及び管理費又は各種サービスの継続的な利用料等について、前年度若しくは前々年度を取組期間中に締結し、かつ継続している契約の場合、又は、当該利用料等の前払い若しくは後払いが契約で定められていることにより、当該利用料等の支払期限が取組期間外に設定されている場合は、この限りではない。
	② 消耗品（使用可能期間が1年未満の事務用品、日用品等）に係る経費
	③ 直接人件費（雇用する従業員への支払経費等）
	④ 間接経費（税金等の公租公課、振込手数料等）
	⑤ 中古品の購入費
	⑥ 電気代、ガス代、水道代、通信回線費等
	⑦ 通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、助成対象事業の経費が明確に区分できない経費
	⑧ 汎用性があり、他の用途にも使用可能なものの経費
	⑨ 一般的な市場価格又は助成対象事業の取組内容に対して著しく高額な経費
	⑩ 対外的に生業かつ主要業務としていることが公開情報から確認できない業者等との取引に係る経費
	⑪ 現金又は口座振込以外の方法により支払われた経費。 ただし、売主側の事情により上記の支払方法が選択できず、やむを得ず法人名義のクレジットカードにより支払う場合を除く。
	⑫ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社等との取引に係る経費 ※親会社・子会社・グループ企業等関連会社等とは、資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいう。 ※会社には個人事業者、法人及び団体等を含む。
	⑬ 自社の通常業務に係る経費（自社が生業としている業務の委託や自社で取り扱う製品の購入等）
	⑭ 2か年以上にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が各年に区分できないもの
	⑮ 解約時の解約手数料、違約加算金等
	⑯ 各種保険料
	⑰ 事業主の負担割合が50%未満の費用
	⑱ 購入時にクレジットカードやポイントカード等の利用により付与されるポイント分
	⑲ 見積書、契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細等の経費関係帳票類が不備のもの

別表3（第6条関係）

	⑳ 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
住宅の借上げ	① 敷金、保証金
	② 生活に必要な備品の取得又はレンタル費用
	③ 引っ越し費用
	④ 入居時又は退去時の清掃代、鍵交換代等
	⑤ 駐車場代、駐輪場代
	⑥ 住宅の購入又は建設費用
	⑦ 既存住宅の改修費用
食事等の提供	① 会議室等に備えておく軽食等の購入費用
	② 宴会等、娯楽性の強い食事費用
	③ 都内事業所（屋内）以外で提供される食事に係る費用（例：飲食店、キッチンカー、小売店の購入品等）
	④ 食堂、キッチン等の新設又は改修費用
	⑤ ランチバウチャー等の金券類に係る費用
健康増進サービスの提供	① 娯楽性の強いスポーツイベント等に係る経費（例：ボーリング大会、ゴルフ等）
	② 各種予防接種の接種費用
	③ 健康診断の結果に対する二次検診費用
	④ スポーツジムの利用費
	⑤ 健康管理に資する資格の取得支援費用
	⑥ 治療、施術の類の費用
	⑦ マッサージ、美容エステの利用費
	⑧ サプリメント、栄養ドリンク等の購入費

※ 特に注意を要する助成対象外経費を列挙したものであり、上記に記載がないものでも、助成対象経費（別表2）に該当しないものは助成対象外